2024 年 2 月 26 日

魚沼市地域振興センター　利用者各位

一般社団法人　魚沼市観光協会
会長　三友　泰彦

魚沼市地域振興センター利用料の支払い方法変更のお知らせ

拝啓　雨水の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび当施設は魚沼市地域振興センター条例にならい、2024 年 4 月 1 日より魚沼市地域振興センター利用料の支払い方法を「使用後納付」から「使用前納付」とさせていただくことになりましたので、謹んでお知らせ申し上げます。

つきましては、4 月 1 日より支払い方法を下記の通り変更させていただきます。
お手数をおかけしますが、何卒ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

【支払い方法について】

○令和 6（2024）年 3 月 31 日利用分まで

利用後に、指定管理者より請求書の送付。
支払期日までに窓口（現金）またはお振込みにてお支払い。

○令和 6（2024）年 4 月 1 日利用分から

利用申請書提出後 1～3 日以内に、使用料が記載されている、
「申請書控え（使用許可証）」を指定管理者より申請者へ送付。
利用者は、鍵の受け取り時に窓口にて使用料をお支払い。
可能な支払い方法：現金、クレジットカード、交通系 IC、QR コード決済
※現在、4 月 1 日以降のご予約を頂いている方には、新しい申請書控え（使用許可証）を同封しております。内容をお確かめの上、旧式の申請書控えは破棄をお願いいたします。

【申請様式について】

2024 年 4 月 1 日から変更となります。
魚沼市観光協会 HP よりダウンロードしてご使用ください。

その他詳細は、別紙「魚沼市地域振興センターの利用について」をご確認ください。
ご不明点は、魚沼市観光協会（担当：関）までお問い合わせください。

以上